
令和2年度税制改正 のポイント解説 【12月12日大綱**速報版**】

公認会計士・税理士 林光行事務所



令和2年度税制改正大綱の結果

令和元年12月12日に与党(自由民主党・公明党)から「令和2年度税制改正大綱」が公表された。今回は個人・法人ともに**節税スキームの防止や適用要件の厳格化**が目立つ改正案となった。例年どおりなら令和2年1月下旬から2月上旬に国会に税制改正法律案が提出、3月下旬に成立・公布され、4月1日から施行される。

<令和2年度税制改正大綱の主要項目>

所得税	NISA制度の見直し延長
	未婚のひとり親対策と寡婦・寡夫控除の見直し
	国外中古不動産の不動産所得の損益通算の制限
	譲渡特例を利用した場合の住宅ローン控除の制限
法人税	オープンイノベーション促進税制の創設
	連結納税制度のグループ通算制度への移行
	グループ通算制度移行に伴う単体納税の見直し
	租税特別措置の適用要件の厳格化
	企業版ふるさと納税の拡充
消費税	消費税の申告期限の1月延長特例の創設
	居住用賃貸建物の仕入税額控除の制限

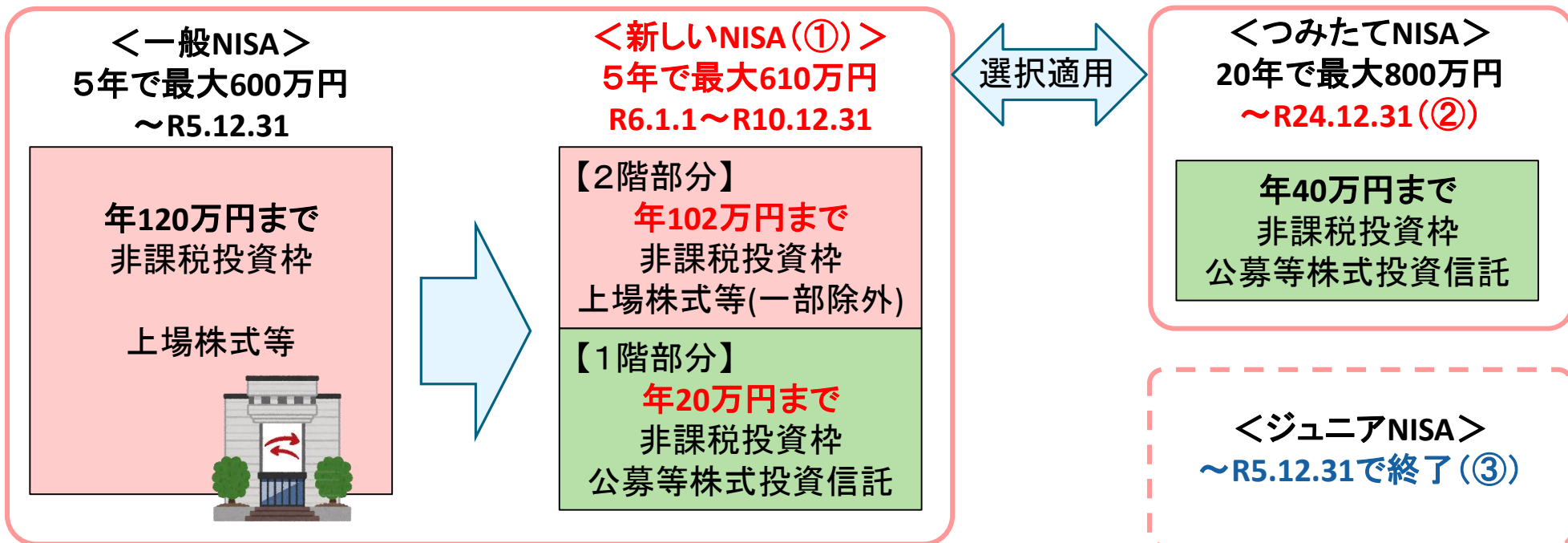
<各省庁の税制改正要望のうち見送られたもの>

所得税	× 生命保険料控除制度の拡充
	× 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等まで拡大)
	× 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設
資産税	× 上場株式等の相続税に係る見直し
	× 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
	× 親族以外の第三者による事業承継の促進税制
	× 医療少数区域等における医療法人承継税制の創設
法人税	× 株式対価による事業再編の円滑化措置の創設

減税 NISA制度の見直し延長

経済成長に必要な成長資金の供給を促すとともに、人生100年時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA制度が次のとおり見直される。

- ① 一般NISA(年120万円非課税枠)の投資期間終了(令和5年12月31日)の後に、**2階建ての新しいNISA(年122万円非課税枠)**が創設(投資可能期間は**令和6年1月1日～令和10年12月31日**)
- ② つみたてNISA(年40万円非課税枠)は適用期限が**令和24年12月31日まで5年間延長**
- ③ ジュニアNISAは利用実績が乏しいため、令和5年12月31日の適用期限をもって**終了**



減税 未婚のひとり親対策と寡婦・寡夫控除の見直し

- ① 合計所得金額が500万円を超える場合には、寡婦控除の対象外に(寡夫控除と同じ所得制限)
 - ② 未婚のひとり親で生計一の子がいる場合には、寡婦・寡夫控除の対象に
 - ③ 子ありの寡夫は、子ありの寡婦と同様に控除額を35万円に引上げ(現行27万円)
 - ④ 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合には、寡婦・寡夫控除の対象外に
- 【適用時期】令和2年分以後の所得税

【単位:万円】

寡婦控除		本人の合計所得金額500万円以下			本人の合計所得金額500万円超		
要因		死別	離別	未婚	死別	離別	未婚
扶養親族	子	35		0⇒35 ②	27⇒0 ①		0
	子以外	27※		0	0		
	なし	27※	0				

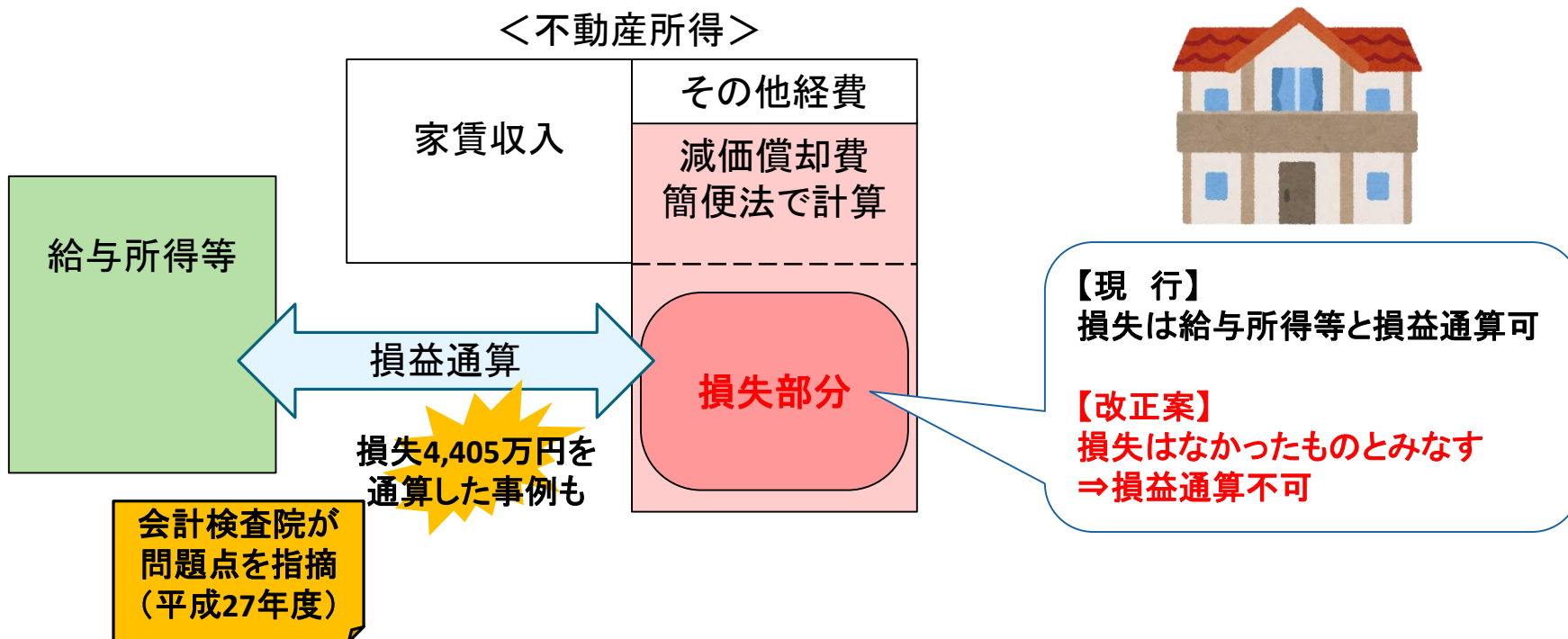
寡夫控除		本人の合計所得金額500万円以下			本人の合計所得金額500万円超		
要因		死別	離別	未婚	死別	離別	未婚
扶養親族	子	27⇒35 ③		0⇒35 ②	0		
	子以外	0※		0			
	なし	0※	0				

※改正しても寡婦控除と寡夫控除で差がある部分

増税 国外中古不動産の不動産所得の損益通算の制限

不動産所得の金額の計算上生じた損失のうち、耐用年数を簡便法で計算した国外中古建物の減価償却費に相当する部分の損失については、生じなかったものとみなし、**損益通算ができない**こととされる。

【適用時期】令和3年分以後の各年



- 国外中古不動産譲渡時の譲渡所得の計算上、取得費から「なかったもの」とみなされた減価償却費分は控除しない。
⇒「なかったもの」とみなされた部分だけ、課税対象になる譲渡所得は小さくなる。

増税 譲渡特例を利用した場合の住宅ローン控除の制限

新規住宅の居住年から**3年目**に「従前住宅」を譲渡した場合に、従前住宅について居住用財産の譲渡特例を受けるときは、新規住宅について住宅ローン控除の適用が受けられない。

【適用時期】**令和2年4月1日以後に従前住宅の譲渡**をする場合に適用



○譲渡特例

- ・居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ・居住用財産の譲渡所得の特別控除
- ・特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ・既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

減税 オープンイノベーション促進税制の創設

新しい技術・ノウハウ等を持つイノベーションの担い手であるベンチャー企業と協働し、オープンイノベーションの取組みを重点的に進めていく観点から、事業会社による一定のベンチャー企業への出資に対し、**その出資額の25%相当の損金算入**が認められる。

【適用時期】令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間

【事業会社の要件】

- ・国内の事業会社
- ・青色申告法人
- ・ベンチャー企業に直接または投資事業有限責任組合を通じて出資

事業会社

【出資の要件】

- ・1億円(中小事業者は1,000万円)以上の出資(適用上限あり)
- ・経済産業大臣の証明が必要

出資

出資額×25%
を損金算入

【ベンチャー企業の要件】

- ・設立後10年未満
- ・産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行うもの

ベンチャー企業



○ベンチャー企業の株式を取得から5年経過前に譲渡した場合等には益金算入

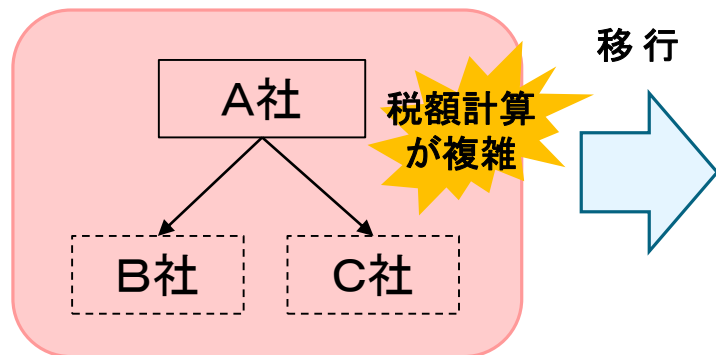
整備

連結納税制度のグループ通算制度への移行

企業の事務負担の軽減等の観点から、連結納税制度に代えて、企業グループ内の**各法人**を納税単位とし、**各法人**が個別に法人税額の計算・申告を行い、損益通算等の調整を行う**グループ通算制度**に移行する。

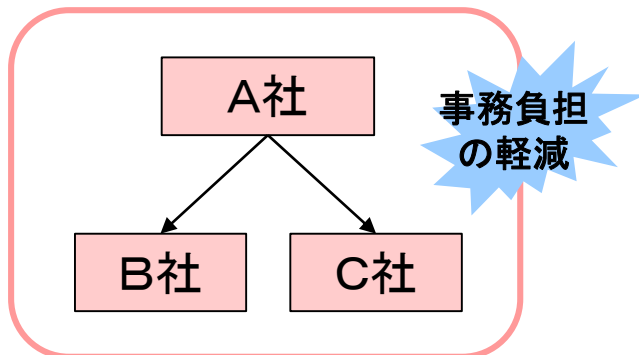
【適用時期】令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用

<連結納税制度>



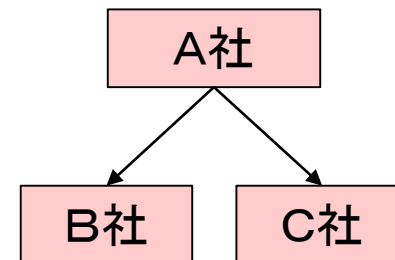
納税単位：企業グループ全体
損益通算：グループ内で可能

<グループ通算制度>



納税単位：グループ内の各法人
損益通算：グループ内で可能

(参考)単体納税制度



納税単位：各法人
損益通算：不可

<グループ通算制度の留意点>

- 親法人の適用開始前の欠損金は**自己の所得の範囲内**で控除可能に
- 開始・加入時の時価評価課税、繰越欠損金の切捨ての対象を**縮小**
- グループ内に1つでも**大法人**がある場合は、全法人について中小法人特例の適用不可

整備 グループ通算制度移行に伴う単体納税の見直し

グループ通算制度への移行にあわせて、単体納税制度で次の見直しが行われる。

【適用時期】令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用

制度	内容	現 行	改正案
受取配当等の 益金不算入	関連法人株式等の 控除負債利子の計算	原則法または簡便法	関連法人株式等の配当×4% (その事業年度に支払う 負債利子×10%を上限)
	関連法人株式等と 非支配目的株式等の判定	各法人の保有割合 で判定	100%グループ内の 法人全体の保有割合 で判定
寄附金の 損金不算入	損金算入限度額の計算に おける資本基準額	税務上の資本金等の額	会計上の資本金の額と 資本準備金の額の合計額
貸倒引当金	一括評価金銭債権の 設定対象になる金銭債権	100%グループ内の 法人間の金銭債権を含む	100%グループ内の 法人間の金銭債権を 除外
資産の譲渡に 係る特別控除	収用換地等があった場合の 定額控除限度額(年5,000万円)	各法人ごとに 限度額まで利用可能	100%グループ内の 法人全体 で限度額まで利用可能

増税 租税特別措置の適用要件の厳格化

租税特別措置の適用要件について、**厳格化(設備投資要件の強化、一部の大企業が除外)**される。
【適用時期】大綱では明記なし

①大企業向け租税特別措置の制限(研究開発税制、地域未来投資促進税制、情報連携投資促進税制)

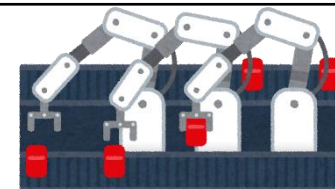
要件	現行	改正案
所得要件	当期の所得金額 ≤ 前期の所得金額	
賃上げ要件	継続雇用者給与等支給額 > 前期の継続雇用者給与等支給額	
設備投資要件	国内設備投資 > 減価償却費総額 × 10%	国内設備投資 > 減価償却費総額 × 30%

②大企業向け賃上げ・投資促進税制

要件	現行	改正案
賃上げ要件	(1) 雇用者給与等支給額 > 前期の雇用者給与等支給額 (2) 継続雇用者給与等支給額 ≥ 前期の継続雇用者給与等支給額 × 103%	
設備投資要件	国内設備投資 ≥ 減価償却費総額 × 90%	国内設備投資 ≥ 減価償却費総額 × 95%

③交際費等の損金不算入制度、中小法人に係る損金算入の特例⇒適用期限2年延長

・**資本金の額等が100億円超の法人**は接待飲食費に係る50%損金算入特例の対象外に



④中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例⇒適用期限2年延長

・対象法人から連結法人を除外 ・常時使用する従業員数の要件を**500人**(現行1,000人)**以下**に引下げ

減税 企業版ふるさと納税の拡充

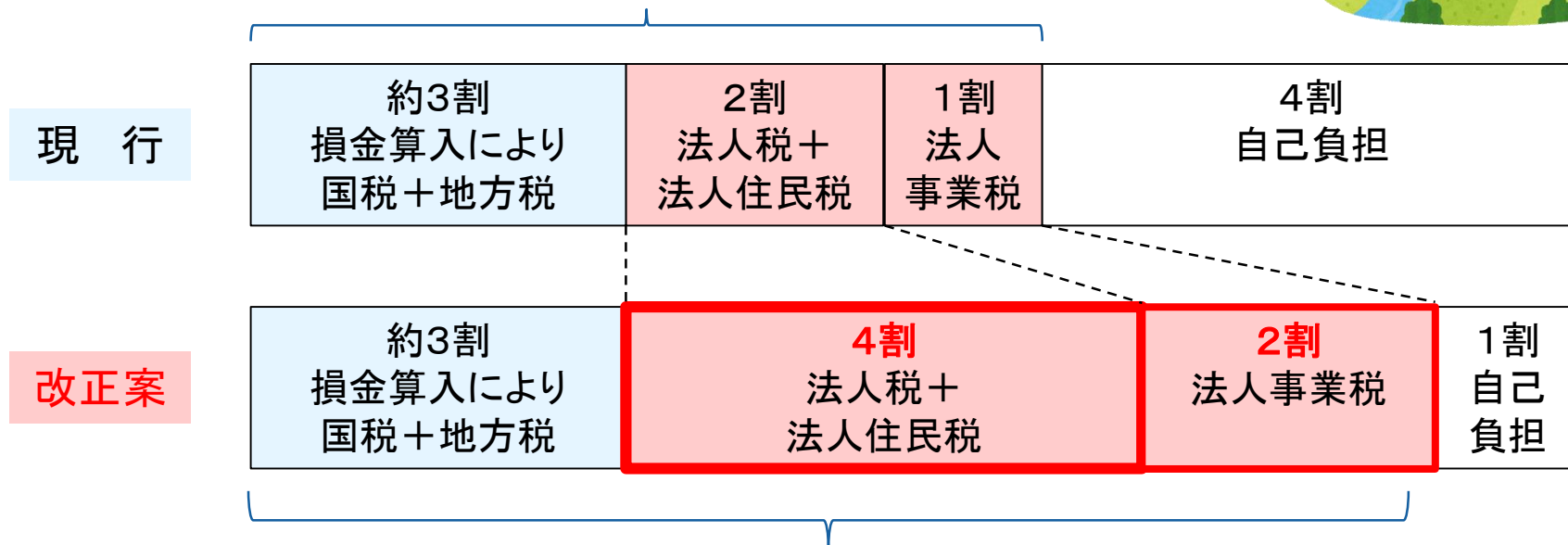
志ある企業の地方への寄附による地方創生の取組みへの積極的な関与を促し、地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)の手続が簡素化・迅速化され、税額控除割合が下記のとおり引き上げられた上で、**5年間延長**される。

【適用時期】**令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間**



<寄附に対する税軽減効果のイメージ>

最大で寄附金額の約6割の負担軽減



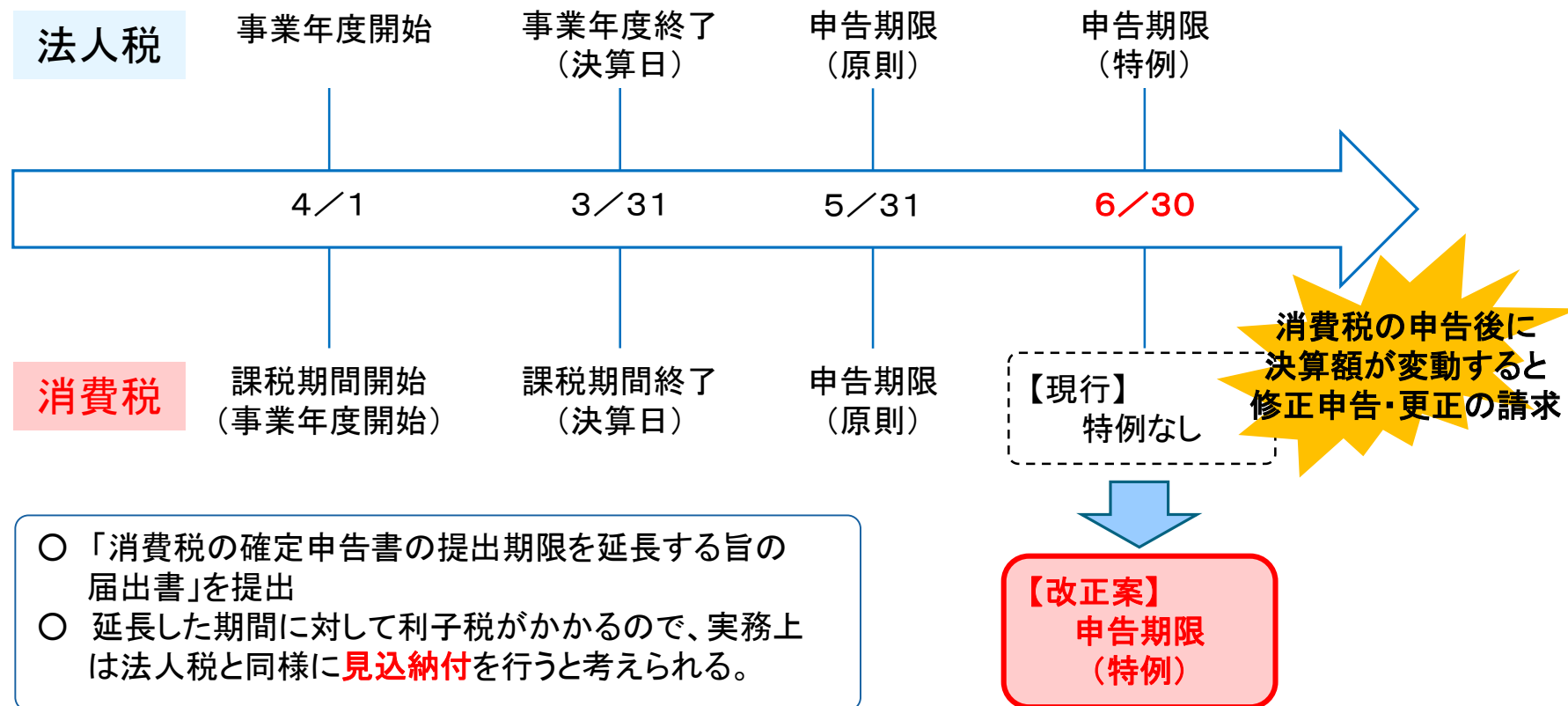
最大で寄附金額の約9割の負担軽減

整備

消費税の申告期限の1月延長特例の創設

企業の事務負担の軽減や平準化を図る観点から、「法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、**届出書**を提出した場合には、消費税の申告期限を**1か月**に限り延長できる。

【適用時期】令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から



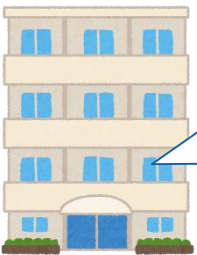
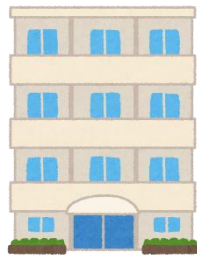
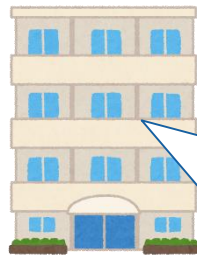
増税 居住用賃貸建物の仕入税額控除の制限

居住用賃貸建物(※)の課税仕入れは、**仕入税額控除が認められない**。

※住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物**以外の建物で高額特定資産**(税抜き1,000万円以上の棚卸資産または調整対象固定資産)に該当するもの

【適用時期】**令和2年10月1日以後**の居住用賃貸建物の仕入れ

【経過措置】**令和2年3月31日までに締結した契約**で令和2年10月1日以後に仕入れを行った場合を除く

	1年目	2年目	3年目
<p>賃貸マンションの課税仕入れ</p>  <p>金売買還付スキームに対処</p>	<p>家賃収入0円 (非課税売上)</p> <p>【現行】 金売買を繰り返すことで課税売上割合をかさ上げし、建物の消費税相当を還付</p> <p>【改正案】 居住用賃貸建物の課税仕入れは、仕入税額控除が不可 ※住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分は対象</p>	<p>家賃収入300万円 (非課税売上)</p> 	<p>家賃収入300万円 (非課税売上)</p>  <p>【改正案】 住宅の貸付け以外の貸付けの用に供した場合または譲渡した場合は、調整により仕入税額控除が一部可能に</p>

○上記のほか、住宅について、その用途を限定せず貸し付けた場合でも「人の居住の用に供することが明らかなもの」については非課税に

所得税

国外居住親族の扶養控除 (大綱P39,40)	年齢16歳以上29歳以下、70歳以上 (※)に(現行:年齢16歳以上)(令和5年分以後) ※30歳以上70歳未満でも①留学により非居住者となった者、②障害者、③その年に38万円以上仕送りを受けている者は引き続き対象
エンジェル税制(大綱P22-24)	クラウドファンディングを通じたエンジェル投資の利便性向上のため要件緩和や手続を簡略化
低未利用土地等を譲渡時の長期譲渡所得の特別控除の特例(大綱P27)	都市計画区域内にある低未利用土地等について市区町村長の確認がされたもので、その年1月1日において所有期間が5年超のものを譲渡した場合には、長期譲渡所得から 100万円 が控除可能に

資産税

特定資産の買換え特例(大綱P76,77)	一部見直しの上、 3年延長
所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応する措置 (大綱P49,50)	① 現に所有している者(相続人等)の申告の制度化 (令和2年4月1日以後の条例施行日以後) 相続登記がなされない場合、「現に所有している者」として氏名・住所等の申告を制度化 ② 使用者を所有者とみなす制度の拡大 (令和3年度以後の年度分) 調査を尽くしても所有者が1人も明らかとならない資産は使用者を所有者とみなして課税
医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度(大綱50)	医療法等の改正を前提に適用期限を3年延長
住宅・土地税制 (大綱29,50-52,54-56)	特定居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の2年延長 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の2年延長 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の2年延長 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の2年延長 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置の2年延長 認定長期優良住宅に係る登録免許税・不動産取得税・固定資産税の特例措置の2年延長 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の2年延長 など



法人税

特定高度情報通信用認定等設備投資促進税制の創設(大綱P62,63)	第5世代移動通信システム(5G)の整備を支援するため、認定導入計画(仮称)に従って導入される設備投資について、 30%特別償却 または 15%税額控除 が可能に
中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻し還付不適用措置(大綱P77)	設備廃棄等欠損金額の特例を廃止した上で、不適用措置の適用期限を2年延長
子会社を利用した租税回避行為への対応(大綱P88,89)	法人が、特定関係子法人から受ける「配当」が「株式の簿価×10%」を超える場合には、その配当のうち益金不算入相当額を、その株式の簿価から引下げ(意図的な譲渡損失の創出を防止)
課税の停止措置(大綱P74)	短期の土地譲渡益に対する追加課税制度の適用停止措置、退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長
地方拠点強化税制(大綱P69,70)	一部の見直しの上、適用期限を2年延長

その他

	資本金	現行	改正案(令和2年4月1日以後開始事業年度)
電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し(大綱80,81)	1億円超の法人	収入割	収入割+付加価値割+資本割
	1億円以下の法人等	収入割	収入割+所得割
納税環境整備(大綱92-100)	振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化 準確定申告の電子的手続の簡素化 納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化 電子帳簿等保存制度の見直し 地方税共通納税システムの対象税目(個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割)の拡大 国外財産調書制度及び更正・決定の除斥期間の見直し 利子税・還付加算金等の割合の引下げ など		